

松本市告示第174号

松本市パラスポーツ指導員資格取得補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

松本市長 臥雲 義尚

松本市パラスポーツ指導員資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者及びパラスポーツに対し、必要な知識と技能を有するパラスポーツの指導者（以下「パラスポーツ指導者」という。）を育成し、パラスポーツの普及・振興を図るため、パラスポーツ指導者としての資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内で松本市パラスポーツ指導員資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象資格)

第2条 補助の対象となる資格（以下「補助対象資格」という。）は、公益財団法人日本パラスポーツ協会が認定するパラスポーツ指導員資格とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日時点において、市内に住所を有するもの
- (2) 補助対象資格の取得後、市のパラスポーツ人材バンクに登録し、パラスポーツ又はレクリエーションに関する事業に協力すると誓約できるもの
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないもの
- (4) 市税を滞納していないもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、パラスポーツ指導員資格の取得に係る受講料、申請・認定料及び初回登録料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の合計額の2分の1の額とし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請及び実績報告書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象資格の登録が完了した日から起算して30日以内又は登録完了日の属する年度の末日までに、松本市パラスポーツ指導員資格取得補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 市税の滞納がない証明書（市が市税に関する公簿等を閲覧し、又は調査することに同意した場合は提出を要しない。）
- (2) パラスポーツ指導員養成講習会修了証書の写し

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

(交付決定及び確定通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、松本市パラスポーツ指導員資格取得補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定及び補助額の確定を受けたとき。

(3) その他市長が不適切と認める行為があったとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。